

指定居宅介護支援事業 重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

合同会社祥和ケアの概要及び当事業所が行う指定居宅介護支援の内容等について、契約締結前にご説明いたします。ご不明な点がございましたら、お気軽にご質問ください。

1 事業所の概要

法人及び事業所名称	合同会社 祥和ケア		
代表者氏名	熊田 智英子		
所在地	いわき市小名浜愛宕上 13 番地の 9 愛宕コーポ A		
連絡先	電話 (0246) 88-1622 FAX (0246) 88-1672		
指定事業所番号	0770408656		
指定年月日	令和元年 7 月 1 日		
サービス提供地域	事業所所在地から 20 キロメートル圏内の地区 ※ この地域以外でもご希望の方はご相談下さい。		
営業日・営業時間	月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (祝日、12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 13 日～8 月 16 日までを除く) ※ 電話等により営業時間外にあっても 24 時間連絡可能な体制とする。		
事業内容	介護保険法における居宅介護支援事業		
職員体制	職名	業務内容	常勤換算
	管理者	事業所全体の管理監督	1 名兼務
	介護支援専門員	居宅介護支援業務	2 名 (1 名兼務) 以上

2 事業の目的

合同会社祥和ケアが行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護支援事業を行うことを目的とします。

3 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力・環境等に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。
- ② 利用者の心身の状況、利用者の選択に基づき、公正中立な立場で適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- ③ 事業の運営にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

4 サービス内容

サービスの利用開始	当事業所と利用者との契約を結び、サービスを開始します。
居宅サービス計画の作成	①利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族（以下「利用者」という）との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。 ②利用者は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた選定理由の説明も求めることができます。 ③当事業所が前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。 ④利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め居宅サービス計画を作成します。この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。 ⑤居宅サービス計画の原案が利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス事業所等の担当者より、専門的な見地からの情報を求めます。 ⑥居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等のサービス選択に資する内容を利用者に対して説明し、同意を得ます。同意しない場合には、事業所に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
サービス実施状況の把握、評価	①居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）、評価し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 ②上記の把握に当たっては、利用者、サービス事業所等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともにモニタリングの結果を記録します。 ③サービス事業所等からの報告や、介護支援専門員が把握した利用者の心身又は生活の状況に係る情報について、必要に応じ、利用者の同意の上、主治の医師、歯科医師、薬剤師等へ情報提供します。 ④利用者が病院等に入院した場合には、早期に病院等と情報共有や連携を行い、円滑に退院後の在宅生活に移行できるよう支援いたします。入院先の病院等に、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えていただき、当事業所にもご連絡いただくようご協力をお願いいたします。 ⑤利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または介護支援

	専門員が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と介護支援専門員双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。 ⑥利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供し、必要な支援をいたします。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定等への協力	①利用者の要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な支援を行います。 ②利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わり行います。
居宅サービス計画等の情報提供	①担当の介護支援専門員の変更を希望する場合はお申し出ください。 ②事業所側の都合により、介護支援専門員を交代する場合は、交代の理由を説明し、交代後の介護支援専門員の氏名を文書により利用者に通知します。 ③利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合には、円滑に引き継げるよう、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

5 情報通信機器の活用、電磁的記録・方法

情報通信機器の活用	従業者が行う一連の業務等の負担軽減や効率化、利用者の利便性の向上、感染症予防の観点から、パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報通信機器を活用いたします。
電磁的記録・方法 保存期間	①パソコンやタブレット等を活用し、書類の作成をいたします。 ②当事業所が作成した書類のほか、サービス事業所等から受け取った書類を、スキャナ等により読み取り、データとして磁気ディスク等に保存する場合があります。なお、これらの書類及びデータについては、契約終了後、5年間保存いたします。 ③書面の交付、説明、同意、承諾、締結等について、電磁的方法（電子メール等の活用、電子署名等）をご希望の場合は、利用者がそのデータを閲覧及び出力が可能な形で提示いたしますので、データの確認及び保管をお願いいたします。 ④テレビ電話等を活用したモニタリング、各種会議等を開催する場合があります。
法令遵守	上記の活用にあたっては、あらかじめ利用者の同意を得ます。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守いたします。

6 利用料金

利用料金	利用料金は別紙のとおりです。<u>介護保険が適用される場合は、料金は介護保険から直接当事業所に給付されますので、利用者のご負担はありません。</u>ただし、次の場合は料金が発生する場合があります。 ①介護保険料の滞納等がある場合 利用者より全額料金をいただき、当事業所より「サービス提供証明書」を発行します。後日、市役所の窓口に提出することで払い戻しを受けることができます。ただし、滞納の期間によっては、払い戻しを受けられない場合もあります。 ② サービス提供地域外の場合の交通費
利用料金の請求方法	①利用者負担がある場合、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。請求書は、利用明細を添えて、利用のあった月の翌月 10 日までに利用者宛に請求いたします。 ②請求書を受け取られましたら、お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求翌月の 10 日までに、現金でお支払いください。 ③お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管をしてください。

7 契約終了（解約）の手続き（解約料はかかりません）

利用者の都合で契約を終了される場合	事業所に対して、事前に文書等でお申し出いただくことにより、この契約を解除できます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
自動終了	以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。 ①利用者が介護保険施設等に入所した場合 ② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護度認定区分が、「要支援」もしくは「非該当」と認定された場合 ③ 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合 ④ 利用者がお亡くなりになった場合
事業所の都合で契約を終了する場合	当事業所を閉鎖または縮小する場合等、やむを得ない事情により、契約を終了していただく場合がございます。この場合、理由を示した文書等を通知することにより、この契約を終了します。また、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。
その他	利用者及びその家族等が、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、双方の信頼関係がそこなわれ契約の継続が困難となった場合、文書で通知することにより直ちに契約を終了します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

責任者	鈴木 未央
体制の整備、委員会、研修の開催	①虐待防止のための指針、体制を整備しています。 ②虐待防止検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 ③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。 ④虐待防止検討委員会及び研修は、サービス事業所等との連携により開催し、専門的見地からの意見を求め、対応力の向上に努めます。
虐待発生時の対応	①利用者及び事業所等から虐待の連絡・通報を受けた際に、市町村、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ②必要に応じ成年後見制度等の利用を支援します。

9 感染症・自然災害発生時について

事業者は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期に業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）および指針を策定し、必要な措置を講じます。

責任者	郡司 実宝
体制の整備、委員会、研修、訓練の開催	①感染症、自然災害発生時それぞれについて業務継続計画（BCP）および指針を策定しています。 ②業務継続計画（BCP）は定期的に見直しを行います。 ③定期的な委員会の開催、従業者に対する研修、訓練（シミュレーション）を実施しています。 ④委員会、研修、訓練（シミュレーション）は、サービス事業所等との連携により開催し、専門的見地からの意見を求め、対応力の向上に努めます。 ⑤事業所内の安全衛生管理、従業者の体調管理等に努めます。
感染症・自然災害発生時の対応	①感染症や自然災害発生時は、発生状況を把握し、医療機関や保健所、市町村関係課、その他の関係機関等と連携し、被害の拡大防止、事業の継続および再開に努めます。 ②万が一事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、サービス事業所、市町村等関係機関と連絡調整等を行います。
緊急連絡先等の把握	非常時に備え、複数の緊急連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）、最寄りの避難所、主治の医師等を把握させていただきますので、ご協力ください。なお、緊急連絡先や主治の医師等に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。

10 ハラスメント防止について

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、業務上必要かつ相当な範囲を超えたハラスメント行為により、従業員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じます。

責任者	熊田 智英子
体制の整備、研修の開催	①ハラスメント防止のための方針を明確にし、マニュアルや相談体制を整備しています。 ②従業員に対し、ハラスメント防止のための研修を実施しています。 ③研修は、サービス事業所等との連携により開催し、専門的見地からの意見を求め、対応力の向上に努めます。
ハラスメントへの対応	事業者は、利用者やその家族等がハラスメント行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除します。また、場合により、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。
具体的なハラスメントの例	①暴力又は乱暴な言動 ・殴る ・物を投げつける ・刃物を向ける ・怒鳴る など ②セクシュアルハラスメント ・不必要に体を触る ・卑猥な言動 ・卑猥な画像等を見せる など ③その他 ・従業員や他者の個人情報を求める ・ストーカー行為 ・契約範囲外のサービスの強要 など

11 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

責任者	郡司 実宝
体制の整備、研修の開催	① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。 ② 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会、研修及び訓練を定期的実施しています。 ③ 委員会、研修及び訓練は、サービス事業所等との連携により開催し、専門的見地からの意見を求め、対応力の向上に努めます。
衛生管理等への対応	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行います。

12 身体的拘束等について

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束防止等のために、必要な措置を講じます。

責任者	鈴木 未央
体制の整備、研修の開催	①身体的拘束等防止のための指針、体制を整備しています。 ②従業者に対し、検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 ③従業者に対する身体的拘束等防止を啓発・普及するための研修を定期的を開催しています。 ④研修は、サービス事業所等との連携により開催し、専門的見地からの意見を求め、対応力の向上に努めます。
身体的拘束等への対応	事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。 また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。
身体的拘束等の例	①切迫性 直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。 ②非代替性 身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。 ③一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

13 事故発生時の対応

事故発生時の対応	①事業者は居宅介護支援時において、利用者等に対する事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ②また、この事故の状況及び事故に際してとった処置の状況を記録するものとします。
----------	--

損害賠償	事業者は、事業に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。事業者は損害賠償に備えて次の損害保険に加入しています。 <table border="1" data-bbox="507 315 1423 649"> <tr> <td>保険会社名</td><td>東京海上日動火災保険</td></tr> <tr> <td>保険名</td><td>超ビジネス保険</td></tr> <tr> <td>賠償の概要</td><td>事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として</td></tr> </table>	保険会社名	東京海上日動火災保険	保険名	超ビジネス保険	賠償の概要	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として
保険会社名	東京海上日動火災保険						
保険名	超ビジネス保険						
賠償の概要	事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として						

14 介護支援専門員の義務

身分証携行義務	介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。
守秘義務	①利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業をする上で知り得た利用者の個人情報を正当な理由なく、契約中及び契約が終了した後においても秘密を保持します。 ③サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、予め別紙の個人情報使用同意書により同意を得ます。

15 サービスに対する苦情、相談について

相談・苦情処理の体制	事業に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を承ります。相談・苦情の申立てについては、利用者が不利益になるような取り扱いはいたしませんので、安心してご相談ください。	
相談・苦情の窓口	合同会社 祥和ケア	所在地 いわき市小名浜愛宕上 13 番地の 9 愛宕コーポ A 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:30 電話番号 (0246) 88-1622 担当 郡司 実宝
	いわき市役所 保険福祉部 介護保険課 長寿支援係	所在地 いわき市平字梅本 21 番地 受付時間 月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 電話番号 (0246) 22-7467
	国民健康保険 団体連合会	所在地 福島市中町 3 番 7 号 受付時間 月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 4:00 電話番号 (024) 523-2702

別紙 利用料金について

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

① 基本料金 (一月につき)

居宅介護支援費 (I)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 件未満の場合	居宅介護支援費 i 10,860 円	居宅介護支援費 i 14,110 円
ㄥ 45 件以上 60 件未満の場合において、45 以上の部分	居宅介護支援費 ii 5,440 円	居宅介護支援費 ii 7,040 円
ㄥ 60 件以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,260 円	居宅介護支援費 iii 4,220 円

居宅介護支援費 (II) ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 50 件未満の場合	居宅介護支援費 i 10,860 円	居宅介護支援費 i 14,110 円
ㄥ 50 件以上 60 件未満の場合において、50 以上の部分	居宅介護支援費 ii 5,270 円	居宅介護支援費 ii 6,830 円
ㄥ 60 件以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 iii 3,160 円	居宅介護支援費 iii 4,100 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 定数以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

※ 業務継続計画未策定事業所減算、高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算に該当する場合は、上記金額の 1/100 に相当を減算することとなります。

② 加算料

	加算項目	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000 円	・新規及び要支援から要介護に移行した場合の居宅サービス計画作成する場合 ・要介護状態区分が2段階以上変更時に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円	入院した日のうちに、当該病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円	入院日の翌日又は翌々日に当該病院等の職員に必要な情報提供をした場合

	加算項目	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	退 院 ・ 退 所 加 算 （ Ⅰ ） イ	4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファ参加） （Ⅲ）連携3回以上（内1回以上カンファ参加）
	退 院 ・ 退 所 加 算 （ Ⅰ ） ロ	6,000 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 （ Ⅱ ） イ	6,000 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 （ Ⅱ ） ロ	7,500 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 （ Ⅲ ）	9,000 円	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円	病院や診療所において医師の診察を受ける時に同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等からも情報の提供を受け、計画に記録した場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合

特 定 事 業 所 加 算 （ I ）	5,190 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき） * 参照
特 定 事 業 所 加 算 （ II ）	4,210 円	
特 定 事 業 所 加 算 （ III ）	3,230 円	
特 定 事 業 所 加 算 （ A ）	1,140 円	
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円	

* 厚生労働大臣が定める基準加算要件

特定事業所加算 I

・加算要件①～⑬を満たす

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置（②の介護支援専門員とは別に配置）
- ② 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置（当該事業所の管理者と兼務可）
- ③ サービス提供の為の留意事項に係る伝達等目的とした会議を定期的（概ね週 1 回以上）開催
- ④ 24 時間連絡体制の確保と必要時相談に応じる体制の確保
- ⑤ 算定月の要介護 3～5 の利用者の割合が 40%以上
- ⑥ 計画的に研修を実施
- ⑦ 地域包括支援センターから紹介された困難事例に対応
- ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加
- ⑨ 居宅介護支援費に係る、特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑩ 介護支援専門員一人当たりの担当平均件数が 45 または 50 件未満
- ⑪ 介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保
- ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施している
- ⑬ 必要に応じて多様な主体が提供する在宅支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成

特定事業所加算 II

- ・特定事業所加算 I の②③④及び⑥～⑬を満たす
- ・常勤専従の主任介護支援専門員配置（主任介護支援専門員を含め合計 4 名以上）

特定事業所加算 III

- ・特定事業所加算 I の③④及び⑥～⑬を満たす
- ・常勤専従の主任介護支援専門員を配置、常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置（主任介護支援専門員を含め合計 3 名以上）

特定事業所加算 A

- ・特定事業所加算 I の③④及び⑥～⑬を満たす
- ・常勤専従の主任介護支援専門員を配置、常勤専従・非常勤の介護支援専門員を各 1 名以上配置（主任介護支援専門員を含め合計 3 名以上）

特定事業所医療介護連携加算

- ・前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算を算定し、その算定に係る病院等との連携回数の合計が 35 回以上
- ・前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において、ターミナル加算を 15 回以上算定
- ・特定事業所加算（I）（II）（III）を算定している

③ 交通費

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は次の額を請求いたします。 (1) 実施地域を越えた地点から 片道 20 キロメートル未満 1 キロメートルごとに 20 円 (2) 実施地域を越えた地点から 片道 20 キロメートル以上 1 キロメートルごとに 30 円
-----	--

別紙 サービス利用割合等

- ① 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	24.29%
通所介護	31.96%
地域密着型通所介護	18.21%
福祉用具貸与	76.96%

- ② 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	日総ニフティ株式会社 26.61%	クリナップキャリアサービス(株) 23.02%	有限会社菅野写真商会 14.38%
通所介護	株式会社メディエンス、 介護福祉センター(株) 11.17%	鵬友株式会社 8.93%	株式会社みなとトータル サポート 8.37%
地域密着型 通所介護	有限会社キゾウ志賀工務店 29.41%	(株)コミュニケーションベース 9.27%	クルーズプランニング (株)宗里 9.80%
福祉用具 貸与	(株)セイダイ 21.34%	ホートク物産株式会社 12.52%	有限会社エムリンクス 8.12%

- ② 判定期間 (令和 6 年度)

☐ 前期 (3 月 1 日 から 8 月末日)

☒ 後期 (9 月 1 日 から 2 月末日)

指定居宅介護支援事業利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。今後、介護保険制度等、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、その内容を文書にて通知し、説明いたします。

年 月 日

所 在 地 いわき市小名浜愛宕上 13 番地の 9 愛宕コーポ A
従 業 者 合同会社 祥和ケア
代 表 者 熊田 智英子
説 明 者 介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援事業利用についての重要事項の説明を受けました。

〈利 用 者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈代 理 人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____